

～ お仕事をされている妊婦さんへ ～

◇妊娠が分かったら…

出産予定日や休業の予定を早めに会社へ申し出ましょう。
出産予定日証明書は主治医に書いてもらいましょう。

◇妊娠中は通勤ラッシュが苦痛なのですが…

事業主にフレックスタイム制度の適応や
勤務時間の短縮、交通手段や通勤経路の変更を
申し出ることができます。



◇健診の結果、医師から指導があった場合

母性健康管理指導事項連絡カードを活用し、会社に報告しましょう。
作業の制限、勤務時間の短縮、休業など医師の指示に基づいた措置を受ける
ことができます。

※母性健康管理指導事項とは：仕事を持つ妊産婦の方が医師等から通勤緩和
や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容が事業主の方に的確に伝え
られるようにするために利用するものです。女性労働者からこの「母性健
康管理指導事項連絡カード」が提出された場合、事業主の方は「母健連絡
カード」の記載内容に応じて通勤緩和や勤務時間短縮等の措置を講じます。



◇産前・産後の休業について

- ★産前休業：出産予定日の6週間前（双子以上の場合は、14週間前）から請求すれば取得できます。
- ★産後休業：出産の翌日から8週間は就業する事ができません。ただし、産後6週間を経過後に本人が請求し医師が認めた場合は就業する事ができます。